平成２３年（フ）第１４３６６号
東京都杉並区南荻窪２丁目11―14　荻窪神明マンション
破産者　松本　雅勝
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３０９号
栃木県日光市猪倉2133番地16
破産者　亡安部勝夫相続財産
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８号
栃木県宇都宮市北一の沢町23番10号、開始決定時の住所栃木県那須塩原市緑１丁目８番地401　クラージュドゥー102号室
破産者　齋藤　　睦
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４９号
栃木県小山市大字間々田1377番地９
破産者　菊地　美夫
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８５号
栃木県那須塩原市西原町３番20号　ファミルかみじまＢ号、前住所栃木県那須塩原市埼玉６番地876
破産者　松本　幹裕
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４４６号
栃木県宇都宮市東峰町3015番地８
破産者　陽東塗装有限会社
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４４７号
栃木県宇都宮市山本２丁目９番14号　サンツヤマモトＣ101、前住所宇都宮市竹林町234番地34
破産者　狐塚　文男
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６４１号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2451番地62
破産者　真壁　昌子
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７４２０号
神奈川県相模原市中央区上溝２丁目４番26号
破産者　タイガーホーム株式会社
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４２１号
神奈川県相模原市中央区横山台２丁目24―10―203
破産者　飯森　一男
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０８４号
東京都板橋区小豆沢１丁目14番26号
破産者　有限会社キタボシ
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０８５号
東京都板橋区小豆沢３丁目６―７―902
破産者　北星栄こと　許　　栄
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８４２号
東京都渋谷区宇田川町12番３号
破産者　株式会社プラスマジック
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８４３号
東京都渋谷区神山町11番17号
破産者　クレイス株式会社
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８４４号
長野県岡谷市山手町２丁目３―27、開始決定時の住所福岡県福岡市中央区清川２丁目11―３―1215
破産者　本橋　友幸
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８４５号
長野県岡谷市山手町２丁目３―27、開始決定時の住所福岡県福岡市中央区清川２丁目11―３―1215
破産者　本橋　　香（旧姓今井）
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１５４号
東京都世田谷区給田４―11―10　第一富美荘103、住民票上の住所東京都世田谷区南烏山５丁目12―８―202
破産者　齊藤千鶴子
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６５０号
埼玉県草加市谷塚上町623―１―306
破産者　伊藤　洋行（旧姓中神）
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８１５号
神奈川県藤沢市亀井野2693―６
破産者　太田　栄一
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８５９号
東京都墨田区両国１丁目８番１号
破産者　三恵化学産業株式会社
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１８２号
東京都中央区銀座８丁目12番11号　第２サンビル４階
破産者　株式会社光石
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部